

入院中の保険のルールの注意点

当院に受診される方で、時々



患者本人が他の医療機関に入院中で、
原眼科から処方されている薬がなくなった
ので、薬だけもらえませんか？

と言う方がいらっしゃいますが、

保険のルールで、基本的に“医療機関に入院中は、治療に必要な薬は全て入院中の医療機関から出すことになっている”ので、お断りさせていただいています。 

同様に、他の医療機関に入院中に経過観察などで当院を外来受診するときは、“入院中の医療機関から許可を受けなければ”、保険診療ができません。 

このような場合、下記のような対応をお願いします。

➡ 薬が不足したら  「現在入院している医療機関から眼の薬も出してもらおう」

診察なら

 「入院している医療機関に、外出して他の医療機関を受診するこ

とを告げ、診療情報提供書（紹介状）または入院中の他科受診の

案内などの書類を持参の上、当院を受診」

また、原眼科病院に入院中も、他の医療機関を受診したり、他で薬を処方してもらうことは健康保険上の手続きがありますので、必要な場合は職員にご相談ください。

入院中の医療機関から連絡がなく、後から入院していたことが分かった場合、当院での医療費は“全額自費扱い”になり、“追加請求させていただく”場合がありますので、ご注意ください。